

2022年8月26日

お客さま各位

一般財団法人 関東電気保安協会

### 新設事業場における電気主任技術者の選任時期について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊協会事業に対しまして、格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新設事業場におきましては、電気事業法により、電気工事に着手する前から電気主任技術者を選任することが求められております。

最近では、電気主任技術者の選任が工事着手後になり、電気主任技術者の不選任期間を指摘され、関東東北産業保安監督部（経済産業省）の承認が遅れることで、受電日等の工程を変更せざるを得ないケースが発生しています。

電気主任技術者をご依頼の際は、工事着工前の選任にご理解ご協力をお願い申し上げます。

敬具

(参考) 関東東北産業保安監督部ホームページより抜粋

### 新設する自家用電気工作物の主任技術者選任のタイミングについて

自家用電気工作物の設置者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主任技術者を選任しなければならない、と定められています。（電気事業法第43条）

そのため、電気工作物の工事に着手する時までには、主任技術者が選任されている必要があります。その選任された主任技術者の監督の下で、工事を進めていただく必要があります。また、主任技術者選任の届出は、選任後遅滞なくお届け下さい。（令和元年10月11日追加）